

開成町基金条例をここに公布する。

令和6年3月7日

開成町長 山 神 裕

#### 開成町条例第4号

#### 開成町基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第241条第1項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 特定の目的のために資金を積み立てるための基金（以下「積立基金」という。）を次の表のとおり設置する。

基金の名称	設置の目的	基金に積み立てる額
財政調整基金	町財政の健全な運営の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
減債基金	町債の償還の財源とするため	一般会計又は特別会計の歳入歳出予算で定める額
育英奨学金貸付基金	育英奨学金貸付の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
開成町立学校校舎等整備基金	開成町立小学校、中学校及び幼稚園の校舎、園舎その他の学校用建物（以下「校舎等」という。）の建設、改修その他の整備事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
社会福祉基金	低所得世帯、児童、老人、心身障害者、心身障害児及び母子家庭等の福祉の向上を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
商工振興事業基金	商工業の振興を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
教育振興基金	学校教育及び社会教育の振興を図る事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額
あしがり郷「瀬戸屋敷」基金	あしがり郷「瀬戸屋敷」を次世代に引き継ぐための事業の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で定める額

開成の夢を育てる あじさい基金	あじさいの里の緑あふれる田園風景を 次世代に引き継ぐための事業の財源と するため	一般会計歳入歳出予算で 定める額
公共施設整備基金	公共施設（校舎等を除く。）の建設、 改修その他の整備事業の財源とするた め	一般会計歳入歳出予算で 定める額
開成駅前第2公園 「ロンちゃん」基 金	開成駅前第2公園内に設置した小田急 ロマンスカー3100形の維持管理の財源 とするため	一般会計歳入歳出予算で 定める額
森林環境譲与税基 金	森林環境税及び森林環境譲与税に関す る法律（平成31年法律第3号）第34 条第1項に規定する施策の財源とする ため	一般会計歳入歳出予算で 定める額
みなみ地区植栽維 持管理事業基金	開成町みなみ地区内の公園等の植栽維 持管理の財源とするため	一般会計歳入歳出予算で 定める額
まち・ひと・しご と創生基金	まち・ひと・しごと創生法（平成26年 法律第136号）第10条に規定する市町 村まち・ひと・しごと創生総合戦略を 着実かつ円滑に推進するための財源と するため	一般会計歳入歳出予算で 定める額
国民健康保険財政 調整基金	国民健康保険財政の健全な運営の財源 とするため	国民健康保険特別会計歳 入歳出予算で定める額
介護保険財政調整 基金	介護保険財政の健全な運営の財源とす るため	介護保険事業特別会計歳 入歳出予算で定める額

2 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金(以下「定額運用基金」という。)を次の表のとおり設置する。

基金の名称	設置の目的	基金の額
国民健康保険高額 療養費貸付基金	国民健康保険高額療養費貸付金の財源 とするため	200万円
介護保険高額介護 サービス費貸付基 金	介護保険事業における高額介護サービ ス費等に相当する費用の貸付の財源と するため	50万円

(剰余金の基金への編入)

第3条 法第233条の2ただし書の規定により、次の各号に掲げる会計の剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで当該各号に掲げる基金に編入することができる。

- (1) 一般会計 財政調整基金又は減債基金
- (2) 国民健康保険特別会計 国民健康保険財政調整基金
- (3) 介護保険事業特別会計 介護保険財政調整基金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用することができる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 積立基金の運用から生ずる収益は、各会計年度において歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するものとする。

2 定額運用基金の運用から生ずる収益は、その属する会計の歳入とし、同会計の財源に充てるものとする。

(処分)

第7条 積立基金は、第2条第1項に定める目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定による積立基金の処分（寄附金を元金とする積立基金の処分に限る。）に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(開成町財政調整基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

- (1) 開成町財政調整基金条例（昭和62年開成町条例第1号）
- (2) 開成町減債基金条例（平成元年開成町条例第20号）
- (3) 開成町育英奨学金貸付基金条例（昭和44年開成町条例第11号）
- (4) 開成町立学校校舎等整備基金条例（昭和45年開成町条例第19号）
- (5) 開成町社会福祉基金条例（平成元年開成町条例第36号）
- (6) 開成町商工振興事業基金条例（平成4年開成町条例第2号）
- (7) 開成町教育振興基金条例（平成21年開成町条例第6号）
- (8) あしがり郷「瀬戸屋敷」基金条例（平成22年開成町条例第3号）
- (9) 開成の夢を育てるあじさい基金条例（平成22年開成町条例第4号）
- (10) 開成町公共施設整備基金条例（平成24年開成町条例第19号）
- (11) 開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金条例（平成31年開成町条例第1号）
- (12) 開成町森林環境譲与税基金条例（令和元年開成町条例第3号）

- (13) みなみ地区植栽維持管理事業基金条例（令和 2 年開成町条例第 16 号）
- (14) 開成町まち・ひと・しごと創生基金条例（令和 4 年開成町条例第 19 号）
- (15) 開成町国民健康保険財政調整基金条例（平成元年開成町条例第 14 号）
- (16) 開成町介護保険財政調整基金条例（平成 12 年開成町条例第 8 号）
- (17) 開成町国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和 56 年開成町条例第 5 号）
- (18) 開成町介護保険高額介護サービス費貸付基金条例（平成 12 年開成町条例第 9 号）  
（基金に属する現金等の引継ぎ）

3 次の表の左欄に掲げる旧条例により設置された基金に属していた現金、有価証券その他の財産（以下「現金等」という。）は、同表の右欄に掲げるこの条例による基金に属する現金等として引き継ぐものとする。

旧条例	この条例による基金
開成町財政調整基金条例	財政調整基金
開成町減債基金条例	減債基金
開成町育英奨学金貸付基金条例	育英奨学金貸付基金
開成町立学校校舎等整備基金条例	開成町立学校校舎等整備基金
開成町社会福祉基金条例	社会福祉基金
開成町商工振興事業基金条例	商工振興事業基金
開成町教育振興基金条例	教育振興基金
あしがり郷「瀬戸屋敷」基金条例	あしがり郷「瀬戸屋敷」基金
開成の夢を育てるあじさい基金条例	開成の夢を育てるあじさい基金
開成町公共施設整備基金条例	公共施設整備基金
開成駅前第 2 公園「ロンちゃん」基金条例	開成駅前第 2 公園「ロンちゃん」基金
開成町森林環境譲与税基金条例	森林環境譲与税基金
みなみ地区植栽維持管理事業基金条例	みなみ地区植栽維持管理事業基金
開成町まち・ひと・しごと創生基金条例	まち・ひと・しごと創生基金
開成町国民健康保険財政調整基金条例	国民健康保険財政調整基金
開成町介護保険財政調整基金条例	介護保険財政調整基金
開成町国民健康保険高額療養費貸付基金条例	国民健康保険高額療養費貸付基金
開成町介護保険高額介護サービス費貸付基金条例	介護保険高額介護サービス費貸付基金